

目黒区議会議長交際費支出基準

- 1 目黒区議会における議長交際費の支出に適性かつ公正な執行を図るため、交際費の支出基準を定める。
- 2 交際費は、次の『支出範囲』に基づいて支出し、その支出は目的を明確にかつ必要最小限でなければならない。

支出範囲

(1) 接遇経費

- ア 区政に深い関係をもつ公共団体等の関係者に対する接遇
- イ 他の地方公共団体の議会関係者に対する接遇
- ウ 議長表敬者および招待者に対する接遇

(2) 折衝経費

- ア 国会、政府関係機関、地方公共団体または自治体連合組織に対する伝達、陳情その他折衝するために必要とする経費
- イ 区議会の決議、意見書その他区民の要望等に係る事項
- ウ 地方公共団体の議会相互間において協議決定した事項

(3) 慶祝経費

- ア 叙勲等の受賞祝、就任祝、結婚祝
- イ その他各種祝賀等への慶祝

(4) 弔意経費

- ア 香典、霊前盛花、香華料

(5) せんべつ経費

- ア 退任に際してのせんべつ

(6) 見舞経費

- ア 病気、災害、事故等に対する見舞

(7) 会費経費

- ア 出版記念会、送別会、新年会の会費
- イ その他各種会合の会費

(8) 謝礼経費

- ア 区政協力者に対する記念品等

(9) 賛助経費

- ア 区政に協力する団体等の主催する行事に対する賛助
- イ 社会福祉的事業に対する賛助
- ウ 都、区政等に関する刊行物に対する賛助

(10) 雑費

- ア 正、副議長室における経常的秘書業務の付随する雑費
- イ 議長の職務上生じる臨時的行動雑費

付 則

以上この基準は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月19日付目議第1189号）

この基準は、平成9年4月1日から施行する。